

総合評価落札方式の本格実施について（概要）

平成20年度から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づき試行導入した総合評価落札方式については、これまで型式の多様化や評価項目・配点の調整など継続的に制度の見直しや改善を行ってきたところです。この度、これまでの試行の結果を踏まえ、公共工事の品質確保やダンピング対策の強化等の視点から制度の更なる改善を図ることとし、これを以て総合評価落札方式の本格実施を行うこといたしました。工事等に係る総合評価落札方式を改正し、令和6年度の発注工事等から、以下のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

ダンピング対策の強化について

■総合評価点の算出方法の変更

以下のとおり、総合評価点の算出方法を変更します。

【現行】一般的な除算方式を採用

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

※入札価格が調査基準価格を下回った場合は、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出する。

なお、設計業務において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、以下の算式により総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 10,000,000$$

【本格実施後】札幌市独自の計算方式を採用（全工種・業種共通）

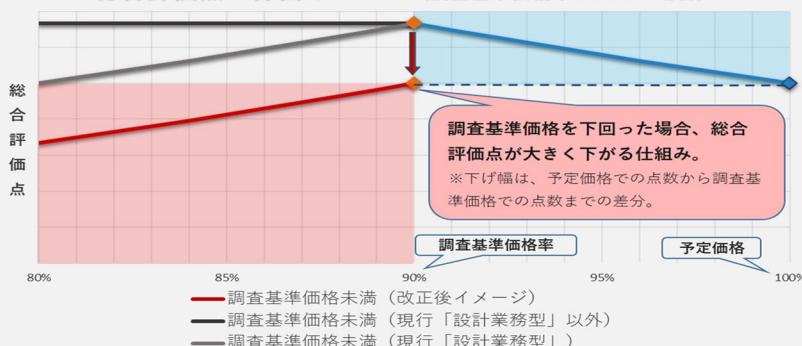
$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、以下の算式により総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点} = \left\{ \left(\frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \right) - \left(\frac{\text{技術評価点}(1 - \text{調査基準価格率})}{\text{調査基準価格}} \right) \right\} \times 10,000,000$$

※調査基準価格率＝調査基準価格 ÷ 予定価格

総合評価点の算出イメージ（調査基準価格率が90%の場合）



※調査基準価格を下回った場合に総合評価点が大きく下がる仕組みとし、ダンピング対策の強化を図ります。

工事等の品質確保について

■無段階インセンティブ方式の採用（3つの成績評価項目を対象）

以下のとおり、工事等成績点が上昇するほど配点が高くなるような計算式を採用します。

例) 企業の工事成績の平均点の場合

$$\text{評価点} = (\text{「5年間の工事等成績評定の平均点」等})^4 / 5,000,000$$

※企業の工事等成績の平均点を無段階インセンティブ方式の計算式にあてはめる際に、小数点以下を切り捨てとします。例として、工事等成績の平均点が 80.01 点から 80.99 点までの場合は小数点以下切り捨てで、いずれも 80 点となり同一の点数となります。

※評価点の小数点第 3 位以下を切り捨てとします。

例1) 実績評価Ⅰ型（土木A1）

「企業の工事成績の平均点」の場合

| 区分 | 成績点 | 現 行 | 改正後 |
|----|------|-------|---------|
| A | 88 点 | 2.8 点 | 11.99 点 |
| B | 87 点 | 2.5 点 | 11.45 点 |
| C | 86 点 | 1.9 点 | 10.94 点 |
| D | 84 点 | 1.3 点 | 9.95 点 |
| E | 82 点 | 0.7 点 | 9.04 点 |

【現行】

工事成績の平均点（基準点）に応じて、A～E 区分のいずれかの配点を評価点とする。E 区分の基準点に満たない場合は 0 点。

【本格実施後】

計算例) 工事成績の平均点が 88 点の場合

$$\text{評価点} = 88^4 / 5,000,000 = 11.9939 \cdots \div 11.99 \\ (\text{小数点第 3 位切捨て})$$

例2) 地域貢献Ⅰ型（舗装B）

「企業の工事成績の平均点」の場合

| 区分 | 成績点 | 現 行 | 改正後 |
|----|------|-------|--------|
| A | 79 点 | 2.2 点 | 7.79 点 |
| B | 78 点 | 2.0 点 | 7.40 点 |
| C | 77 点 | 1.6 点 | 7.03 点 |
| D | 76 点 | 1.2 点 | 6.67 点 |
| E | 75 点 | 0.8 点 | 6.32 点 |

【現行】

工事成績の平均点（基準点）に応じて、A～E 区分のいずれかの配点を評価点とする。E 区分の基準点に満たない場合は 0 点。

【本格実施後】

計算例) 工事成績の平均点が 78 点の場合

$$\text{評価点} = 78^4 / 5,000,000 = 7.403 \cdots \div 7.40 \\ (\text{小数点第 3 位切捨て})$$

例3) 測量型（測量A）

「企業の業務成績の平均点」の場合

| 区分 | 成績点 | 現 行 | 改正後 |
|----|------|--------|--------|
| | 78 点 | 3.12 点 | 7.40 点 |
| | 77 点 | 3.08 点 | 7.03 点 |
| | 76 点 | 3.04 点 | 6.67 点 |
| | 75 点 | 3.00 点 | 6.32 点 |
| | 70 点 | 2.80 点 | 4.80 点 |

【現行】

業務成績の平均点が 70 点に満たない場合は 0 点。

計算例) 業務成績の平均点が 76 点の場合

$$\text{評価点} = \text{業務成績の平均点} / 25 = 76 / 25 = 3.04 \\ (\text{小数点第 3 位切捨て})$$

【本格実施後】

計算例) 業務成績の平均点が 76 点の場合

$$\text{評価点} = 76^4 / 5,000,000 = 6.672 \cdots \div 6.67 \\ (\text{小数点第 3 位切捨て})$$

■成績評価項目に係る配点の見直し

以下のとおり、3つの成績評価項目の配点を見直します。

評価項目：「提出された工事（業務）実績の成績点」、「企業の工事（業務）成績の平均点」
「過去の従事工事（業務）における成績点」

【現行】

| 評価項目 | | | 概要（工事等） | 工事（配点） | | | 測量 (配点) | 設計 (配点) | |
|------------|--------------|----|---|---------------|----------|------|------------|------------|--|
| | | | | 計画審査 実績評価Ⅰ | 人材 育成 | その他 | | | |
| 企業の評価 | 提出された工事等の成績点 | 任意 | 「提出された工事等の成績点」、「企業の工事等成績の平均点」「過去の従事工事等の成績点」を基準に、工種（業種）・等級別に上位10%、20%、35%、50%、70%、70%未満の6段階（A～E、その他）に区分し、評価する。 | 2.6点 | — | 2.1点 | 4.0点 | | |
| | 企業の工事等成績の平均点 | 任意 | | 2.8点 | — | 2.2点 | 4.0点 | | |
| 配置予定技術者の評価 | 過去の従事工事等の成績点 | 任意 | | 2.7点 | — | — | — | 2.0点 | |



【本格実施後】

工事の6段階（A～E、その他）の評価区分を廃止

| 評価項目 | | | 概要（工事等） | 工事（配点） | | | 測量 (配点) | 設計 (配点) | |
|------------|--------------|----|---|---------------|-------------|-----|------------|------------|--|
| | | | | 計画審査 実績評価Ⅰ | 人材 確保・育成 | その他 | | | |
| 企業の評価 | 提出された工事等の成績点 | 任意 | 工事の6段階（A～E、その他）の評価区分を廃止し、無段階評価とし、「提出された工事等の成績点」、「企業の工事等成績の平均点」「過去の従事工事等の成績点」を基準に、無段階インセンティブにより評価する。 | 15点 | — | | 10点 | | |
| | 企業の工事等成績の平均点 | 必須 | | 15点 | — | | 10点 | | |
| 配置予定技術者の評価 | 過去の従事工事等の成績点 | 任意 | | 15点 | — | — | — | 10点 | |

※人材確保・育成型を除く全ての型式において工事等の成績点を評価する項目を設定します。

※提出された工事等の成績点、参加者の過去5年間の工事等成績評定の平均点、過去の従事工事等の成績点を基準として無段階インセンティブ方式の採用により、評価点を算出します。

※成績に係る評価項目の配点について、計画審査型及び実績評価Ⅰ型は15点、それ以外の型式は10点となります。

■加算点の型式別最高点の変更

以下のとおり、加算点の型式別最高点を変更します。

※加算点を引き上げることにより、技術評価点の価値を高めます。

(現行) 型式別最高点(20点、15点、10点)

$$\text{技術評価点} = \text{加算点} + 100\text{点}$$

$$\text{加算点} = \frac{\text{申請者の得点}}{\text{評価項目の配点合計}} \times 20\text{点}(15\text{点}, 10\text{点})$$

型式別最高点：計画審査型 ······ 20点

実績評価Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅰ型、業務 ······ 15点

人材育成型、地域貢献Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅱ型 ··· 10点



(本格実施後) 型式別最高点(60点、45点、30点、20点)

$$\text{技術評価点} = \text{加算点} + 100\text{点}$$

$$\text{加算点} = \frac{\text{申請者の得点}}{\text{評価項目の配点合計}} \times 60\text{点}(45\text{点}, 30\text{点}, 20\text{点})$$

型式別最高点：計画審査型 ······ 60点

実績評価Ⅰ型 ······ 45点

実績評価Ⅱ型、一括審査Ⅰ型、業務 ······ 30点

人材確保・育成型、地域貢献Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅱ型 ··· 20点

その他の見直しについて

■型式の名称変更

以下の型式の名称を変更します。

(現行)「人材育成型」 → (本格実施後) 人材**確保**・**育成**型

※将来の担い手の確保・育成のため、育成だけでなく「人材の確保」も重視します。

■評価項目の新設

以下の評価項目を新設します。

| 新設する評価項目 | 型 式 | 備 考 |
|----------------|---------|---|
| 正社員の奨学金返還の支援状況 | 人材確保・育成 | 雇用環境への取組として、正社員の奨学金返還の支援に取り組む企業を評価することとし、配点(0.5点)を設定。 |

■評価項目の追加

以下の評価項目を追加します。

| 追加する評価項目 | 型 式 | 備 考 |
|----------------------|------------------|---|
| ISO9001又はサッポロQMの取得状況 | 地域貢献Ⅰ・Ⅱ 一括審査Ⅱ | 工事の品質確保や技術力の評価に資する評価項目であるため追加し、配点(1.0点)を設定。 |
| 継続教育(CPD)の取組状況 | 人材確保・育成 | 人材育成に資する評価項目であるため追加し、配点(1.0点)を設定。 |

■評価項目の変更

以下の評価項目を変更します。

| 変更する評価項目 | 型 式 | 備 考 |
|------------------------------|----------------------|--|
| 継続教育(CPD)の取組状況 | 一括審査測量業務 一括審査設計業務 | 「任意項目」から「必須項目」に変更。 |
| 過去5年間の本市工事被表彰回数 | 計画審査 実績評価Ⅰ・Ⅱ | 成績点を評価の基本とする表彰のみを加点対象とし、それ以外の表彰は加点対象としない。ただし、令和5年度以前に受けた表彰については経過措置あり。 |
| 札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の取得状況 | 人材確保・育成 | 評価区分の内容から常時雇用する労働者数の条件を削除し、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証のステップのみで評価。 |

■総合評価落札方式における「簡易確認方式」の本格実施について

工事及び測量における総合評価落札方式のこれまでの試行の結果を踏まえ、事前審査型を前提とする計画審査型を除く全ての型式において、原則として「簡易確認方式」を採用する運用とします。

■設計業務における総合評価落札方式の本格実施について

今回の本格実施にあたり、設計業務型（設計業務型一括審査方式を含む）についても総合評価落札方式を導入し、簡易確認方式を採用する運用と併せて、本格的に導入することとします。

■適用年月日

令和6年度発注の工事等（令和6年4月以後に告示を行う工事等）から適用します。

お問い合わせ先：札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709